

会 議 録

1 会議名

第10回名立区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 報告事項（公開）

- 上越市うみてらす名立条例の一部改正について
- 諮問・答申結果について
- 事務事業評価の実施について

(2) 協議事項（公開）

- 地域活動支援事業の検証・検討について
- 平成31年度地域活動支援事業名立区審査方針について

(3) その他の事項（公開）

- 平成30年度第11回地域協議会の開催予定

3 開催日時

平成31年1月24日（木）午後6時30分から午後8時10分まで

4 開催場所

名立区総合事務所 第2会議室

5 傍聴人の数

0名

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：安藤安年、奥泉稔、木村和子、佐藤道子、塚田正、徳田幸一、二宮香里、
原田秀樹、三浦元二
- ・ 事 務 局：三浦所長、小林次長（総務・地域振興グループ長兼務）、松永市民生活・
福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、渡邊班長、佐藤主任
- ・ 木田庁舎：観光振興課 施設経営管理室 丸田副室長

8 発言の内容

【渡邊班長】

- ・ 会議の開会を宣言。
- ・ 上越市の地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

【塚田会長】

- ・ 挨拶
- ・ 所長に挨拶を求める。

【三浦所長】

- ・ 挨拶

【塚田会長】

- ・ 事務局に資料の説明と会議録の確認者の発表を求める。

【渡邊班長】

- ・ 資料の説明
- ・ 会議録の確認：奥泉委員、木村委員

【塚田会長】

- ・ 報告事項2－(1)「上越市うみてらす名立条例の一部改正について」所管である観光振興課施設経営管理室に説明を求める。

【丸田副室長】

- ・ 資料No.1に基づき説明。

【塚田会長】

- ・ 観光振興課施設経営管理室の説明に対し、委員に意見・質問を求めるもなし。
- ・ 報告事項2－(2)「諮問・答申結果について」事務局に説明を求める。

【松永G長】

- ・ 資料No.2に基づき説明。

【塚田会長】

- ・ 説明に対し、委員に意見・質問を求める。

【徳田委員】

- ・ 資料No.2の裏面の内容は上名立分館の講堂の廃止となっているが、表題が「上越市立名立地区公民館上名立分館の一部廃止について」と異なる表現で記載されてい

るのはなぜか。

【松永G長】

- ・施設の廃止に係る表題は施設の『全部廃止』または『一部廃止』という表現を使用しており、『一部廃止』であるため、どの部分の廃止か補足するために文書の内容で『講堂を廃止する』と説明している。

【小林次長】

- ・端的に説明すると条例の一部改正であり、詳細は講堂の廃止ということ。

【塚田会長】

- ・ほかに委員に意見・質問を求めるもなし。
- ・報告事項2－(3)「事務事業評価の実施について」事務局に説明を求める。

【小林次長】

- ・資料No.3に基づき説明。

【三浦委員】

- ・事務事業評価の実施について、地域協議会に何を発信しようとしているか、ポイントを絞って説明してほしい。
- ・資料の5ページに事務事業評価の対象事業は「平成31年度から平成34年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業」という記載があるが、平成31年度から平成34年度までの事務事業に対し、見直しが終わったものを案として公表しようとしているのか、流れが解らないので説明してほしい。
- ・対象事業の「予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業」とは何か。

【三浦所長】

- ・これまでも定期的に事務事業の検証を行ってきたが、今まで市で実施してきた事務事業を必要性、有効性、効率性を鑑みて評価し、その結果を財政計画や総合計画等の主要計画にも反映させるもの。
- ・「予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業」とは予算を持たない事業であるが、実施に際し、多くの事務や業務を伴う事業のことである。
- ・事務事業評価の結果については、2月下旬に公表する予定。

【三浦委員】

- ・全体的な話として、市が行革的な視点で事務事業を評価し、各種計画に反映すると

いうことは理解している。今まで名立区に係る個別の事業の評価については話を聞いていないが、この事務事業評価を地域協議会としてどのように受け止めておけばよいのか。

- ・『平成31年度から平成34年度までの事務事業を評価する』とあるが、本来はもっと前に検証し、例えば廃止と判断した事業は評価対象として挙がってこないのではないか。2度手間の作業をしているように思われる。

【三浦所長】

- ・今回、事務事業の評価の公表前に関係者に十分に説明して理解を得ることになっている。

【小林次長】

- ・評価対象の事務事業は約1,400あるが、その全てについて見直しをし、関係者に十分に説明した後に2月下旬に公表し、平成31年度から事業を実施させていただく予定。

【奥泉委員】

- ・資料の5ページに『施設の廃止・見直し等については、平成32年度末までに個別施設計画を策定する』とあるが、6ページの見直し例に『施設の管理運営手法の見直し』と記載されており、ろばた館も該当すると思われるが具体的な話はないか。

【小林次長】

- ・先程説明した約1,400の評価対象の事務事業に公の施設は含まれていない。
- ・公の施設については、平成32年度中に個別施設計画を策定することとしている。
- ・6ページの見直しの例に記載のある『施設』とは公の施設ではない市の施設である。

【徳田委員】

- ・事務事業評価でのヒアリングを実施する事務局は行政改革推進課、人事課、企画政策課、財政課の4課のみで第三者的な方は入らないのか。

【三浦所長】

- ・事務局ヒアリングは第三者的な方は入らず、主要計画を策定する4課を中心として実施した。

【塚田会長】

- ・他に委員に意見・質問を求めるもなし。

- ・ 3－（１）協議事項「地域活動支援事業の検証・検討について」事務局に説明を求める。

【渡邊班長】

- ・ 資料No.4に基づき説明
- ・ 資料の地域活動支援事業の検証・検討結果の項目1－①から7の各項目について、見直し必要性についての意見を踏まえ、見直しの有無及びその理由について、8－①から8－③については地域協議会としての意見を委員全員で協議し、結論を出すことについて要請する。

【塚田会長】

- ・ 事務局の要請について、委員に意見・質問を求めるもないため、各項目について見直しの有無及びその理由について委員全員で協議することとし、各項目についての協議結果を下記のとおり取りまとめた。

- ・ 項目1－①：見直しを行なわない

（理由）

名立区独自の審査項目に、地域課題の認識や解消についての項目がある。また、募集要項にも『「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野を問わず対象となる』と明記されている。

- ・ 項目1－②：見直しを行なわない

（理由）

現行の特定の構成員に成果が限られるものについては補助の対象としないことを前提とし、個別の案件・審査の中で対応する。

- ・ 項目1－③：見直しを行なわない

（理由）

現行対象としていない。

- ・ 項目2：見直しを行なわない

(理由)

例えば5年目以降2分の1の補助率とすることの妥当性や意義が明確でないように、補助率や経過年数の適正な数値的根拠を導き出すことは非常に困難なことで、事業の内容や構成団体の状況によっても適当かどうかは違ってくる。

・項目3：見直しを行なわない

(理由)

年制限についてはこれまでも議論を重ねてきており、当協議会の見解は継続事業でも引き続き支援を行えるよう、平成26年度に3年間の継続期限を撤廃した経過もあることから、補助率についても見直しは行わない。

・項目4：見直しを行なわない

(理由)

地域特性、地域資源をいかす事業であれば、ハード整備を含むものでも認めている。逆にハード整備に明確な理由や継続的な使用が見込めないものについては認めておらず、事業費100万円までの上限も設定している。

・項目5：見直しを行なわない

(理由)

名立区では、新年度早々の提案募集となることから、新体制となった団体では提案内容が整理できないうちに締切期限となる場合や提案をためらう団体が存在する。地域協議会にとっては負担が増えるが、地域課題の解消や地域活力の向上を図るため、追加募集を行うことは意義があると考えることから、追加募集は廃止しない。

・項目6：見直しを行なわない

(理由)

名立区審査方針では「提案事業の審査に際し、地域協議会の委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査から外れるものとする。」と明記されている。今回の市の見解では『「代表者」である委員に限り審査に加わらない。』と

示されている。「必要あり」についても代表者、役員位が外れることを想定しており、名立区の現行の審査の方が市の見解よりも厳格に対応している。

- ・項目 7：見直しを行わない

(理由)

名立区が目指す将来像として当然含まれるもので、これまでも審査の視点を置き採択している。

- ・項目 8－①：市の見解を上回る、見解よりも厳しく対応している項目もあり、名立区で議論し構築してきた採択方針や採択してきた事業の経緯などを考慮すると、市の見解のどおりに見直す、見解に近づけることができないものもある。

- ・項目 8－②、8－③：意見なし

- ・次に 3－(2) 協議事項「平成 31 年度地域活動支援事業名立区審査方針について」事務局に説明を求める。

【渡邊班長】

- ・資料 No. 5、6 に基づき説明
- ・「平成 31 年度地域活動支援事業名立区審査方針について」は今回の地域活動支援事業の検証・検討結果を踏まえると前年度からの変更はほとんどないと思われるが、審査方針は次回の地域協議会で決定することでどうか。

【塚田会長】

- ・事務局の説明に対して、意見・質問を求める。

【安藤委員】

- ・名立区審査方針については昨年議論した。特段意見がなければ、今年度と同じ審査方針でよいと考える。

【塚田会長】

- ・安藤委員の意見のとおり、名立区審査方針は名立独自の審査項目を活かして行こうということで、以前議論しており、このままの審査方針でよいと考えている。
- ・今年度と同じ審査方針でよいか委員に確認し、了解を得る。

- ・ほかに委員に意見・質問を求める。

【三浦委員】

- ・地域活動支援は市長公約として始まったが、10年という一定の期間を過ぎた中で、各地域で自主的な事業が展開されている。このような状況からこの事業は地域にとって不可欠な事業となっており、市長の交代とは別の視点で事業の継続について検討していただくべき事案ではないか。名立区の地域協議会としても事業の継続を要請すべきことではないか。

【塚田会長】

- ・私もそのとおりだと思う。事業の継続について委員の皆さんと認識を共有し、意志統一をして、機会があれば私から要請したい。
- ・ほかに委員に意見・質問を求めるもなし。
- ・4-（1）「平成30年度第11回地域協議会の開催予定について」事務局に説明を求める。

【渡邊班長】

- ・日時：平成31年2月18日（月） 午後6時30分から

【塚田会長】

- ・事務局案でよいか委員に確認し、承諾を得る。
- ・その他事項について、事務局に説明を求める。

【小林次長】

- ・江野橋の交通止めの件について、委員に報告する。
- ・県から1月18日に平成29年度から実施している補修工事で橋桁の老朽化が想定以上であり、歩行者及び自転車の安全が確保できないため、緊急対応としてその日から当面の間通行止めにするという連絡を受けた。
- ・総合事務所では現状を確認し、関係町内会の会長に連絡をした。
- ・県では今後、橋の追加補修が必要となることから平成31年度に橋梁の再調査をして、その結果に基づき、平成32年度以降の補修工事等の対策が必要になるとの見込みであり、その間、橋を全面通行止めにして名立橋を迂回してもらいたいとのことであった。
- ・市では、江野橋は児童・生徒の通学路や高齢者やシニアカーでの通行等非常に重要な路線と考えており、迂回路の名立橋の交通量が非常に多く、歩道が無いと、歩

行者の安全確保や対応について県と早急に協議し、近隣の住民に説明していかなければならないと考えている。

【塚田会長】

- ・事務局の説明に対し、委員に意見・質問を求める。

【三浦委員】

- ・江野橋はかなり長期に渡り通行止めになるとのことだが、安全確保のために通行止めの看板の掲示だけではなく、ネットを貼る等して歩行者が入れないようにすべき。

【小林次長】

- ・本日、県から長期に渡り通行止めになることについて連絡を受けたばかりなので、その旨も看板に表示するとともに歩行者が入れないよう対策するよう合わせて県に申し入れる。

【塚田会長】

- ・委員にほかに意見や質問を求める。

【奥泉委員】

- ・先日、新幹線の高架橋付近で市営バスのすれ違いに非常に時間がかかるほど県道の除雪の状況が悪い箇所があったので経過を報告してもらいたい。
- ・個別受信機について、放送時に雑音が出ているという苦情が出ているが、総合事務所に情報は入っているか。

【小林次長】

- ・県道の除雪の安全帯の確保については、降雪時に確認し、県につなげていく。
- ・個別受信機の放送時の雑音について、情報は入っていないが、情報が入った場合は個別に対応する。

【徳田委員】

- ・先日、防災行政無線で『押し買い』についての注意喚起の放送があったが、聞いている住民が理解しやすいように放送の中で『押し買い』とは何か簡単に説明してもらいたい。

【小林次長】

- ・今後、理解しやすいように放送する。

【三浦委員】

- ・ 県道の歩道に設置してあるセーフティパイプなど冬期間、除雪作業に支障となるため撤去されているのかと思うが乱雑に放置されている状況に見えるがどうなのか。

【三浦所長】

- ・ 県を通じて、除雪業者に対応を求める。

【安藤委員】

- ・ 名立寺から林道瓜原線を結ぶ遊歩道の草刈等が実施されていない状況であるが遊歩道の管理はどうなっているのか。

【三浦所長】

- ・ 確認して次回の地域協議会で報告する。

【塚田会長】

- ・ ほかに意見や質問を求めるもなし。

【奥泉副会長】

- ・ 会議の閉会を宣言。
- ・ 挨拶

9 問合せ先

名立区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL 025-537-2121 (内線 223)

E-mail: nadachi-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。